

水素ステーション整備事業費補助金交付要綱

(目的)

第1 県は、県内における水素エネルギーの利活用の推進を図るため、水素ステーションを設置する者に対し、予算の範囲内において水素ステーション整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号における用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 燃料電池自動車 燃料電池を搭載し、水素を燃料電池の燃料として用いる自動車登録番号標又は車両番号標の交付を受けた自動車、又は市区町村の条例で付すべき旨を定められている標識を取り付けている小型特殊自動車、原動機付自転車
- (2) 商用水素ステーション 商用を目的として、燃料電池自動車に燃料として水素を供給する定置式の施設
- (3) 国補助金 国が一般社団法人次世代自動車振興センターを通じて実施する燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業に係る補助金
- (4) 障壁 商用水素ステーション内外で発生した事故等の影響が敷地境界内外に及ぶことを防止するために整備する壁

(補助対象事業)

第3 補助金の交付の対象となる事業は、別表1に掲げる水素供給能力を有する商用水素ステーションを県内に整備する事業であって、別表2に定める要件を満たすものとする。

(補助対象者)

第4 補助金の交付対象者は、前項の補助事業を実施する個人事業者又は法人（国、独立行政法人、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）であって、次に定める要件を満たすものとする。

- (1) 国補助金の対象となる商用水素ステーションを整備する者であること。
 - (2) 補助事業について国補助金の交付決定を受けていること。
- 2 商用水素ステーション内に障壁を整備する事業においては、前号の交付決定を2者以上の連名で受けている場合、交付決定を受けた者に含まれる1者以上であること。

(補助対象経費)

第5 補助金の交付の対象となる経費は、商用水素ステーションの整備に要する経費のうち、別表3に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）とする。ただし、消費税及び地方消費税を除く。

- 2 補助対象経費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事等を含む。）がある場合は、利益等を除いた経費を補助対象経費とする。ただし、一般の競争の結果最低価格であった場合、又は申請時において利益等の額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の額等)

第6 補助金の交付額は、次の各号により算定した額の合計額とする。ただし、補助金の交付額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとし、同一施設への補助上限額は

1. 25億円とする。

(1) 水素供給設備整備事業費

補助対象経費のうち、別表3の1に掲げる、国補助金の補助対象経費と同一の経費の合計額に1/4を乗じた額。

(2) 障壁整備事業費

補助対象経費のうち、別表3の2に掲げる、障壁の整備に要する経費に1/2を乗じた額。ただし、1.25億円と前号により算出された額の差額を上限とする。

(交付の申請)

第7 規則第3条第1項の補助金交付申請書の様式は様式第1号及び様式第2号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 規則第3条第2項の補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、別表4のとおりとする。

(交付の条件)

第8 規則第5条の規定により付する条件は、次の各号のとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分(別表3に定める経費ごとの配分額をいう。)の変更をする場合においては、様式第3号により知事の承認を受けること。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

イ 申請のあった補助事業の目的や効果に影響しない範囲での仕様等の変更

ロ 補助対象経費の総額の20%以内の減少

ハ 補助事業に要する経費の配分の流用に伴う増減(ただし、設備機器費又は設備工事費が、変更前の配分額から20%を超えて流用する場合を除く。)

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、様式第4号により知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(4) 補助事業者が次のいずれかに該当する場合には、交付決定を取り消し、補助金の返還を命じることがあること。

イ 補助事業に関して、虚偽の申請等の不正、報告の遅延等の怠慢その他不適当な行為をしたとき。

ロ 暴力団排除に関する誓約事項に違反したとき。

ハ 知事の承認を受けずに、補助事業により取得し、又は効用の増加した機械等(以下「財産」という。)の利用を中止し、又は交付の目的に反して処分したとき。

(5) 補助対象施設の完成後は、燃料電池自動車への水素の安定した供給に努めるほか、自ら水素エネルギーの普及啓発を行うとともに、県が行う水素エネルギーの普及啓発施策に協力すること。

(6) 補助対象施設の完成後は、災害発生時において、県の要請に基づき、水素の供給その他の県が行う災害対応業務に協力すること。

(実績報告)

第9 補助事業者は、補助事業の完了日から起算して30日以内の日又は令和4年4月20日のいずれか早い日までに、規則第12条第1項の補助事業実績報告書を提出するものとする。

2 前項の補助事業実績報告書の様式は、様式第5号及び様式第6号によるものとし、添付書類は、別表5のとおりとする。

(補助金の交付)

第10 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

(財産の処分の制限)

第11 規則第21条第2号及び第3号の規定により処分の制限を受ける財産は、1件当たりの取得価格又は効用の増加額が50万円以上のものとする。

2 規則第21条の規定による財産処分承認申請書の様式は、様式第7号によるものとする。

3 規則第21条ただし書の規定により財産の処分を制限する期間は、別表6のとおりとする。

(書類の提出)

第12 この要綱により知事に提出する書類の部数は各1部とし、環境生活部再生可能エネルギー室に提出するものとする。

(その他)

第13 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月27日から施行し、令和2年度予算に係る当該補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月14日から施行し、令和3年度予算に係る当該補助金に適用する。

別表1 (第3関係)

項目	能力等
水素供給方式	オフサイト方式
充填能力	300Nm ³ /h以上
その他	70MPaの燃料電池自動車に適正な方法で5kgの水素を3分程度で充填可能な能力を有するものであること。

別表 2 (第 3 関係)

<p>1 事業計画の具体性</p> <p>(1) 水素ステーションの整備スケジュールが明確で、当該年度内に事業が完了する計画であること。ただし、国補助金において翌年度に事業が完了する計画が承認され、交付決定を受けている場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 水素ステーションの整備用地について、関係者との事前協議等を行うなど、具体的な候補地が定まっていること。</p> <p>2 実施体制</p> <p>(1) 水素ステーションの整備事業を的確に遂行するに足りる十分な体制が確保されていること。</p> <p>(2) 水素ステーションの運営について、安定的な運営が可能な体制が確保されていること。</p>

別表 3 (第 5 及び第 6 関係)

補助対象経費	
1	水素供給設備整備事業費 (国補助金の補助対象経費と同一の経費)
(1)	設備機器費 (水素供給設備一式) 水素供給設備整備事業の実施に必要な設備に要する経費
(2)	設計費 水素供給設備整備事業の実施に必要な設計に要する経費 (官公庁への申請に係る経費を含む。)
(3)	設備工事費 水素供給設備整備事業の実施に必要な工事に要する経費
(4)	工事負担金 水素供給設備整備事業の実施に必要な工事負担に要する経費
(5)	経費・管理費 水素供給設備整備事業の実施に必要な仮設・現場・管理に要する経費
2	障壁整備事業費
	補助事業に必要な経費のうち上記 1 を除く周辺環境の保全に資する障壁の整備に要する経費
(1)	設計費 障壁の整備に必要な設計に要する経費 (官公庁への申請に係る経費を含む。)
(2)	設備工事費 障壁の整備に必要な工事に要する経費
(3)	経費・管理費 障壁の整備に必要な仮設・現場・管理に要する経費

別表 4 (第 7 関係)

補助金交付申請書の添付書類	様式等
県税に未納がないことの証明書	
暴力団排除に関する誓約書	別紙 1
法人の場合 (連名を含む) : 登記簿謄本, 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 (発行から 3 か月以内のもの, 写し)	

個人の場合（連名を含む）：運転免許証，写真付き住民基本台帳カード，パスポートのいずれか（写し）	
法人の場合（連名を含む）：財務諸表（直近2か年分） 個人の場合（連名を含む）：確定申告書B（直近2か年分），銀行の当座預金開設に関する証明書のいずれか（発行から3か月以内のもの，写し）	
申請する施設に係る設備の仕様書	
補助対象設備積算書	別紙2
対象施設の計画図面	
資金調達計画書	別紙3
周辺地図	
水素ステーション整備事業実施体制図	
水素ステーション運営体制図	
経済産業大臣が定めた「燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金交付要綱（平成25年5月15日付け20130426財資第1号）」に規定する「燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金（燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業）交付規程」に基づき，一般社団法人次世代自動車振興センターへ申請した当該補助金交付申請書一式及び交付決定通知書の写し	

別表5（第10関係）

補助事業実績報告書の添付書類	様式等
請求書及び請求明細書（写し）	
納品書及び納品明細書（写し）	
領収書又は金融機関発行の振込証（写し）	
補助対象設備明細書	別紙4
取得財産等管理台帳	別紙5
取得した設備の写真	別紙5
一般高圧ガス保安規則第31条第2項に規定する製造施設完成検査証（写し） ※	
完成図書	
工程表	
経済産業大臣が定めた「燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金交付要綱（平成25年5月15日付け20130426財資第1号）」に規定する「燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金（燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業）交付規程」に基づき，一般社団法人次世代自動車振興センターから収受した当該補助金確定通知書の写し※	
補助金交付請求書	別紙6，7

（注）添付書類のうち※は様式第5号にのみ添付するものとする。

別表6（第12関係）

取得財産等		処分制限期間
水素供給設備整備事業における設備機器（水素供給設備一式）	受電設備，原料ガス設備，水素製造装置，液化水素貯槽・気化器，水素輸送用設備・接続装置，圧縮機，蓄圧器，ディスペンサー，プレクーラー，冷却水装置，計装空気設備・窒素設備，散水設備・貯水槽，制御・監視・検知警報設備等，その他水素を燃料として燃料電池自動車に供給するために必要な設備	8年
水素供給設備整備事業における工事負担金	敷地外の中圧ガス本支管工事に関する負担金，給水配管・排水配管工事に関する負担金，電気の供給設備に関する工事費負担金 [無形固定資産で全額償却（定額）]	15年
障壁整備事業	障壁	8年

（注2）この表に定める財産以外のものの処分制限期間については，減価償却資産の耐用年数等に関する法律（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間によるものとする。